

Title	被害者学は社会学に何を期待するか
Sub Title	Was erwartet Victimologie von der Soziologie?
Author	宮沢, 浩一 (Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.2 (1972. 2) ,p.165- 180
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	峯村光郎教授 退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720215-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

被害者学は社会学に何を期待するか

宮 沢 浩 一

一 被害者学の問題状況と社会学的研究の必要性

被害者学研究は、今や、国際的な規模で広がっている⁽¹⁾。

一九六九年九月、スペインのマドリッドで開催された第六回国際犯罪学会の議題の一つとして、被害者学が登場し、ノースイスタン大学のシェーファー教授が座長となつて総括的な報告をも行なつたという⁽²⁾。国際会議の形で、被害者学が単独の会議を持つべきであるということは、メンデルソーンの年来の主張でもあり、念願でもあるが、今や、それが実現しようとしている。すなわち、一九七三年九月に、イスラエルの主都イェルサレムで、第一回被害者学国際シンポジウムを開催しようという動きが具体化しつつある。ヘブライ大学のドラブキン教授とベイン講師が中心となり、メンデルソーンもそれに参画している⁽⁴⁾。もつとも、他の動きとして、国際犯罪学会とタイアップして、被害者学部会の形で分科会を開こうとする意見もある。この場合には、パリで開催される筈である⁽³⁾。いずれにせよ、被害者学の研究に若干の関心を持ち、寄与をして

きた者にとつて、喜ぶべき動きである。

アメリカにおいては、すでに、三つの大学において、被害者学の講座が開設されているとも伝えられている。ペンシルベニア大学のウォルフガング、カリフォルニア大学のアミール、ノースイースタン大学のシェーファーの三人がその推進者である。⁽⁶⁾その動きに応ずるかのように、一九七二年には、ウォルフガングとシェーファーの共編にかかる被害者学リーダーの公刊が予定され、これには、世界各国からの論文が寄稿される筈である。⁽⁷⁾

犯罪学の研究について、永年にわたつて寄与することの少なかつた西ドイツを見ると、近年、被害者学への関心がとみに増大していることが知られている。体系書というよりは、むしろ論文集の体裁ではあるが、一九七〇年に、アメルンクセンの「犯罪行為の被害者」という著書が公刊された。⁽⁸⁾アメルンクセンは、実務家であるが、これまでに、多種多様の刑法、犯罪学関係の著書をもつ。⁽⁹⁾この年には、マンハイム大学のツィップ教授(マウラッハの弟子)⁽¹⁰⁾、ゲッティンゲン大学のシューラー(リッシュプリンゴム教授(ジューファーツの弟子)⁽¹¹⁾)が、被害者学に関心を示めし、本年は、チュービンゲン大学の犯罪学研究所の助手アイゼンベルクの論稿の公刊をみた。最近、相いついで出版されたゲッピンガーとカイザーの著書にも、被害者学に対して、怠りなくこれにフォローしていることが明らかとなつている。

被害者学は、今や、東欧を含めて、広く欧米の犯罪現象研究者の関心対象となつてい⁽¹⁵⁾る。

それでは、一体、わが国の被害者学研究の現状はどうであろうか。

一九六六年に、私の手で、被害者学の一応の体系化が試みられたとき、わが国の被害者学研究の成果は、必ずしも多くはなかつた。勿論、当時、一般的に言つて、この種の文献を探すことは、必ずしも能率的にゆかなかつた。しかしながら、この私のささやかな仕事の出た翌年あたりから、今日に至るまで、犯罪現象を分析する研究業績の中に、被害者学的な問題意識を示めず労作の数が増えてきた。⁽¹⁷⁾おおよそ、犯行のプロセスを具体的に捕捉しようとする試みにあつては、この問題を等閑

視することは許されないとするコンセンサスが出来上つたかの如き感がする程である。被害者学を体系的にまとめるに当つて、私の使用した資料の多くは、外国文献からの抜き書きであつた。加害者と被害者の間に展開する人間的葛藤の過程を「生物・心理・社会学的に分析する」ことをモットーとして提唱されている筈の被害者学を、日本という現実社会に生起している生まの材料を用いずして、斯学の体系化をはかるといふことに、かなりの精神的抵抗を感じていた私としては、この近時の動向は、好ましく思えると同時に、自分の仕事の貧困さに対する反省を加えずにはいられなかつた。日本の資料によつて、今一度、全面的に書き改めようという念願から、被害者学関係の文献を広く蒐集する仕事が始まつた。その中間的な段階についての報告が、一九六九年一〇月に、ザールブリュッケン市で開催された全犯罪学会における私の報告「日本における被害者学研究の現状について」⁽¹⁹⁾である。

この報告は、ドイツの新聞に紹介され、会議参加者の口伝えに、諸国に伝わつていつたとみえて、原稿のコピーを要求する連絡に応待することが多かつた。かくして、被害者学に対する関心とわが国の業績に対する感嘆の声が、諸国の研究者の間に多いという事実を力を得て、被害者学に関する論稿を集大成する仕事を五年がかりで行なう計画を樹て、現在、二巻の論文集「犯罪と被害者——日本の被害者学」⁽²⁰⁾を公刊し、あと続編として外国の被害者学二巻、それらをふまえて、新しい被害者学の体系書をまとめたいと考えている。

公平にみて、わが国の被害者学の研究は、質量ともに、世界の学界をリードしているといつてよい。まさに、一頭地を抜きん出ているといつてよい。

だが、問題はある。それは、被害者を研究するという本来の学問の在り方に関して、打開しなければならぬ隘路に、何等手がつけられていないからである。私見によれば、この点について、まさに、社会学者の協力を負うところが大きいのである。

それは、一体、どのようにして実現しうるのか、又、被害者学はいかなる役割を社会学に期待しているものであろうか。

- (1) 宮沢浩一・被害者学研究の国際的動向について、刑政八一巻二〇号一二頁以下。
- (2) 平野竜一・第六回国際犯罪学会、ジュリスト四六五号八三頁に、簡単な指摘がある。本文の説明は主としてシェーファー教授からの一九七〇年一月一六日付の私信による。
- (3) 中田修・メンデルソンの被害者学、宮沢編・犯罪と被害者——日本の被害者学——第一巻四五頁（ここに抄訳された原著の発表は、一九五六年、五八年である）。
- (4) ダン・ハイン講師 (Dan Bein) の一九七〇年八月二〇日付の私信及びイスラエル・ドラブキン教授 (Israel Drapkin) の一九七一年六月一七日付の私信による。
- (5) メンデルソンの一九七一年八月三一日付の私信による。
- (6) 右のメンデルソンの私信に封入されて送られてきた雑誌記事による。出典は明らかでない。
- (7) Wolfgang Schäfer (ed.): *The Victim of Crime*, 1972. 予定執筆者は、シェーファー、V・ヘンティッヒ、メンデルソン、マクリントン、ランドン、フミール、ピーターズ、ファッター、ドライシユ、ゲイス、クリスティアンセン、カロリー、ウォルフガング、私の一四人である。
- (8) Amelnuxen, *Das Opfer der Straftat. Beiträge zur Viktimologie*, 1970.
- (9) 例え¹⁴ Alterskriminalität, 1960. *Der Selbstmord*, 1962. *Kind und Kriminalität*, 1963. *Der Zuhälter*, 1967. その他、多数の論文。
- (10) Heinz Zipf, *Die Bedeutung der Viktimologie für die Strafrechtspflege*, *MKrim.* 53. Jg. 1970, S. 1 ff.
- (11) Horst Schütler-Springorum, *Über Victimologie*, *Festschr. f. R. Honig*, 1970, S. 201 ff.
- (12) Ulrich Eisenberg, *Zum Opferbereich in der Kriminologie*, *Göldamners Archiv für Strafrecht*, 1971, S. 168 ff.
- (13) Göppinger, *Kriminologie*, 1971, S. 293 ff.
- (14) Kaiser, *Kriminologie. Eine Einführung in die Grundlagen*, 1971, S.13 f.
- (15) 宮沢・前出 (刑政八一巻) 九頁に、若干の東欧関係の文献をあげた。注7にあげたカロリー (ブタベスト) の予定論文名は、「社会主義諸国における被害者学」であつて、公刊が待たれる。
- (16) 宮沢浩一・被害者学の基礎理論、翌年には、「被害者学」を公刊した。なお、一九六五年には、すでに、ミュンスター大学のパーシュ (当時、同大学教授であつたペーターズの弟子) とスイスのガッサー (指導教授不明) が被害者学について自費出版をしている。一九六九年の旅行の折に、ペーターズとメンデルソンからその所在を聞いた。
- (17) 宮沢編・前出犯罪と被害者第一巻巻末文献目録参照。
- (18) 注3にあげたメンデルソンの論文は、*Une nouvelle branche de science bio-psycho-sociale. La Victimologie*, p. 46°.

- (6) Miyazawa, Zum gegenwärtigen Stand der victimologischen Forschung in Japan. Kriminologische Gegenwartfragen, Heft 9, 1970, S. 1 ff.
(20) 一四編の各種犯罪類型に関する論稿よりなる犯罪と被害者第二巻は、一九七二年三月公刊の予定である。

二 社会学的究明を要する問題点

一

われわれとして、まずさし当つて手がけなければならぬ基本的な仕事は、社会学者の手になる理論的及び実証的な業績のうちで、被害者学にとつて利用しうる文献を蒐集することである。迂遠なことかも知れないが、学問が新らしいものであればあるほど、そしてその学問が隣接諸科学の成果に依存する度合いが大きければ大きいほど、ビブリオグラフィをま⁽¹⁾ず充実することが大切である。これまで、われわれは、被害者学の研究成果のうち、心理学者や精神医学者の手になるもの、つまり、被害者の持つ個人的側面に関連する実証研究の成果については、或る程度の見通しをつけることが出来る程の文献の所在を知り、蒐集もしたが、社会学者や社会心理学者の寄与については、比較的知るところが少い。もとより、社会学者の間に、被害者学に寄せる関心の度合いが低いということも、この方面の業績の少なさに反映しているかも知れない。

公的機関の手になる実証研究に社会学者が参加している例は勿論あるが、しかし、私達の目からみると被害者学に対して、もう少しこの点について究明して欲しいという要望を出した⁽²⁾ものが多い。隔靴搔痒の感が深いのである。

私達のように、公的組織の局外にある者は、官公立の研究所チームの共同研究に参画したり、プロジェクトを企画する立場にはない。ただ、成果として発表されたものから、斯学にとつて利用しうるデータを借りるぐらいしか出来ない。従つて、さし当つては、この種の研究チームに、もつと強力な社会学研究者の参加を望むことぐらいしか出来ない。もつと

も、その社会学な実証的研究上の疑問点や被害者の問題性に内在する社会学的な論点の指摘については、専門の社会学研究者で被害者学に関心を寄せる人のアドバイザーを乞いたいと考えている。

ただ、被害者学について、一応の見通しをつけた者の一人として、社会学の寄与について素人なりの考えがある。将来の被害者学の発展に期待されるべき社会学者の寄与としていかなる論点があるかについて、一応の参考意見を述べておくことは、その立場として許されるであろう。

二

被害者学研究は、犯罪学研究よりも、研究方法において大きな難問をかかえている。それは、言うまでもなく、被害者を考察の対象にすることの困難性である。なんといつても、被害者は、犯罪人の攻撃を受けた者である。国家は、私人から自己防衛のための武器をとりあげ、それに代つて警察力をはじめとする犯罪防止機構を設置することにより、私人の平和な生活を保障していた筈である。事実、私人には、限られた範囲でしか、自力救済権を認めていない。それだけに、犯罪の被害者の目に映じた国家の立場は、義務を懈怠したもの、頼り甲斐のない存在ではあつても、感謝すべき存在ではない。犯罪者は、罪を犯したことを理由として、国家権力の強制に服する地位にあるから、これらの者に対しては、或る程度まで取り調べと捜査を通じて、不明確なものを明かにし、事件の背景をなすものにメスを加えることは出来る。しかし、被害者の場合は、国家は権力を背景として優位に立つことは出来ない。そのようなことは、義理にもなしえないであろう。彼等に強制力を行使して、わざと隠しておきたいと思う側面をえぐり出すことは許され⁽³⁾ない。——勿論、被害を受けたと架空の事実を申立てる虚偽の被害者は論外である——。若し可能な方法があるとすれば、加害者の取り調べを通じて、両者の葛藤過程における行動を分離し、その経過の中に現われた問題行動の中に、被害者の役割とその落ち度を見つづけることしかないであろう。従

つて、犯人の見つからない被害については、被害者の問題性を究明することは困難である。

一つの限定された方法として、受刑者について詳しい面接調査を行ない、受刑者の目に映じた被害者像を明らかにすることが考えられる。刑期の確定した受刑者の場合、たしかに仮釈放の恩典に浴することができるとも知れないという見通しから、調査者に虚言を吐露することがあるかも知れない。だが、調査の趣旨を説明し、さらには、申し立てた事実について、後に検証する方法はいくらでもありうるという注意をした上で、統一的な調査表を用いて調査を行なうというところで或る程度の正確さをうるであろう。その場合、被調査者と面接するに先立つて、調査者は、記録を読み、一応、ケースを理解した上で面接する必要があるであろう。この種の調査は、大量に観察する必要があるから、出来るならば拘留所の係官の協力を得て、未決の被収容者に施行することの方が合理的かも知れない。そして、出来るならば、日本全国で一せいに調査出来れば、これにこしたことはない。この点について、かつて私は小論の中で提言したことがあつたが、名古屋刑務所の分類審議室の日沖正常課長の手で目下資料の蒐集と分析が行なわれている。⁽⁵⁾

この種の研究は、例えば、少年鑑別所に収容されている少年についても行ないうるのではないかと考える。勿論、家庭裁判所の調査官の手によつても、調査の一環として、加害少年と被害少年との関係、殊に、加害少年が何故、被害少年を選んだか、その少年に攻撃を加える特段の理由はあつたのかについての分析、⁽⁶⁾さらには最近の研究において提唱された「指名性の仮説」⁽⁷⁾の検証を期待したい。

三

周知のように、メンデルソーンは加害者が犯行を決意するに先立つて、被害者について情報をにぎり、自分と比べて、被害者が劣つていること、例えば、知能が低いとか低学年の生徒であるとか、社会的な地位が低いといった、心理的・社会的

な優位さに対する意識を持ちえたとき、犯行を合理化するのにこれらの情報を用いるという⁽⁸⁾。これらにつき、犯意の形成、被害者の選択、被害者への接近と接触、誘導、攻撃、離脱のプロセスを通じて、犯行を方向づける有力な動因としていかなる決定的影響を持つかについて、右にあげた関係諸機関の実務家によつて解明して欲しいものである。

だが、少年非行のうち、特に、性非行の犯行過程には、次のような重要な問題が考えられる。それは、加害者と被害者の社会的な地位の相違が、事件を公にするか、それとも当事者間の話し合いで解決し、従つて、これらの事件が暗数となるかの分岐点をなすのではないかという点である。つまり、加害者の方が、家庭の職業、経済条件、学歴、本人の俗世間的評価の意味での優位性などの諸点において、被害者自身又はその家庭と比べて対等以上である場合、小社会内での解決をはかりうるチャンスが大きいのではないかと考えられる。従つて、警察や裁判所に事件が持ち込まれることなく、金銭的又は地域社会的な解決がはかられる可能性は、右とは逆の場合、つまり、何等かの点で加害者の方が被害者よりも劣位にある場合と比べて、高いように思われる。この場合に、その地域社会が地縁社会であるかそれとも社会変動によつて連帯性を失なつた社会であるのか、地つきの家庭間に問題が起つたか、それとも流入家庭相互の間にか、流入者と在来家庭の間にか起つたかなどによつて問題解決のパターンは異なるであろう。性非行の場合、被害者の将来に対する配慮という問題もあるが、これはやはり、当該地域社会の性格に左右されるところが大きいであろう。潜在的な被害調査⁽¹⁰⁾を併せ行なうことによつて、各地域の非行の実態に反映した地域の崩壊現象を理解する必要性は大きいであろう。

事柄は、詐欺、殊に、結婚詐欺についても同じである。これらには、加害者と被害者の関係形成の過程に、地域の社会的変化、価値観の変動、住民間の連帯性、人口の移動、居住関係に現われる人間的絆の大小が反映する。東京都内で行われた結婚詐欺の研究に示めされるように⁽¹¹⁾、被害にあらう女性は、職業の点でいわゆる職業婦人が多く、その女性の居住関係は、親との同居は50%、あとは下宿、寮、アパートに親から離れて生活している。被害女性の年齢が一七、八歳から三五歳の間に

わたることを考えれば、この年齢層の女性で単身で大都会に生活する人の数は、親との同居中の人よりも少い筈である。それ故、都会の孤独というものが、この種の被害に親しみやすい精神状況をなすものといつてよい。被害女性の大半は、加害者と知りあつて三、四日のうちに、肉体関係に入る。その場所は、加害者の部屋であつたり、旅館、モーターであつたりする。まさに、此のような生活ぶりは、住民の連帯意識の欠落した環境、多数人が共存してはいるものの、互に匿名の存在である都会に多い現象といえよう。強姦事件においても、事柄は同じである。名古屋拘置所・岡崎拘置支所における強姦被害者についての調査結果も、右の結婚詐欺の場合と大して異なるところはない。繊維産業に従事する女工員に被害者が比較的多い(二一%)ことに、地域の特性がある。又、昭和四六年春から初夏にかけて群馬県下で発生した女性の大量殺人事件においても、加害者は車を利用し、モーターに連れ込んでいる。これらの被害者は、マスコミによつて伝えられた都市型の生活のパターンに知らず知らずのうちに肯定的に入り込んでいると言える。かえつて、中小都市の住民の方が意識よりも觀念が先行するという「都会志向型」の不安定な生き方を示めず度合いが強いのかも知れない。

これらの要因の分析の多くは、これまで、公式の記録から得たデータを統計的に分析することから得たものであつた。しかし、本格的な被害者学的考察、さらには、防犯のための科学的予測を企図するためには、社会学者の協力を得て、地域社会の特性、住民の間に存する問題性、家族の機能、社会教育の現状に対する診断を併せ行なわねばならないであろう。加害者・被害者の行動に対して、社会的統制は一体どの程度働いているのか、特に被害者の行動について、家庭内の権威は、これに抑制作用をはたしうるのかいなかの点なども、社会学者、社会心理学者、或いは社会病理学者によつて充分に説明されねばならないであろう。

交通事故の被害者特性の研究などにも、都市社会学者、交通社会学者の協力をまつ問題は山積している。交通量の変化、交通利用者層の移動、これらは、地域の住民数の増減、公共施設の増減、関連する道路についての規制の問題、交通の流れ

の増減と関連を持つ道路の整備状況とからみ合つて変動する。従つて、歩道橋を作つたり、交通信号を設置し或いは廃止するのは、右の変動に対応するものでなければならず、いわば、すべての要因の総合判断でなければならぬ筈である。これまで、この種の道路上の事故防止対策の検討に、「潜在的な被害者」の観点から政策決定をした例があるであらうか。被害が多発してから、原因を究明し、あわてて一たん廃止した横断歩道と交通信号を復活し、交差点に作られた歩道橋が無用の長物と化した例など多いのではないだらうか。⁽¹³⁾ 充分の予測と地域の診断に、専門の社会学者などの調査結果を反映せしめる必要性は大きい。

傷害事犯、恐喝や脅迫の事犯を被害者学的に分析し、加害者によつていかなる被害者が選ばれるのか、そして加害者の側の計画性はこれら粗暴犯において、類型によつて何等かの相違を示めすかという点について、最近、神奈川県下の少年の犯行を対象とする興味ある研究が、これを扱っている。⁽¹⁴⁾ だが、ここにも、社会学者の協力がさらに積極的に得られるべきではないかと思われる点がある。加害者と被害者の居住地と犯行の行われた地域との関係が、考慮されるべきではなかつたか。神奈川県に散在する、いろいろな現象形態をもつた中小都市で犯された粗暴事犯には、生育地の社会変動とそれに影響されて形成された性格特性、犯行が犯された土地の社会的連帯など、かなり細かい点について、ニュアンスを異にする問題がありはしないか。それを、犯罪の種類というところで一括して数量化することには、やはり問題があると言わねばならない。心理的な特性は、それに影響された社会的特性との相互関係を全体として把握することによつて、より正確に説明しうるものと考えるべきであらう。やはり、此の種の調査には、社会学専攻者の意見が、もう少し多く反映すべきではないかと思う。窃盗の研究にも、同じようなことが言える。窃盗は、一般には、被害者学的研究の対象となりにくい性質がある。⁽¹⁵⁾ 何故なら、加害者と被害者との間には、人間関係の利用というモメントが稀薄だからである。しかし、例えば、侵入窃盗の例に見られるように、一方的であるにせよ、そこには、被害者の油断をつくつという意味で、その脆弱点の利用があり、地域の連帯

性の濃淡によつて、侵入窃盗を行ないやすい場所と行ない難い場所とがある。⁽¹⁶⁾ 侵入窃盗の多発地域、その行われやすい住居関係、建築物の特徴を詳細に検討すれば、やはり、そこに、被害者特性を見出すことは可能である。⁽¹⁷⁾ というわけは、侵入窃盗の多発地帯の近隣関係、住民の連帯意識、相互の仲間意識、共同意識、責任分担の心がまえの点でやはり、加害者につけ入れられる隙のある地域が、そこには登場する。人口移動、つまり地域の再開発による流入人口の問題、経済状態、そして社会の動きに警察の防犯体制が対応しているかどうかなど、地域とその住民の状況を診断し、正確な現状認識に立つて、被害者特性を了解し、対策を考慮すべきであろう。

スリ事犯の被害者特性については、たしかにスリの被害にあう人の性格特性に重点をおいた考慮を行なう必要は大きい
が、やはりスリの犯行に適した社会的状況の分析は必要である。

その他、売春婦を搾取するヒモの研究、⁽¹⁸⁾ 売春婦の転落過程の研究などについても、社会学者の手になる家族関係の問題点の究明、この種の無力型・意思薄弱型被害者の特性の研究、これらのパーソナリティー特性を形成するについての環境要因の研究に当つて、社会学者の発言をまつところは大きい。

加害者と被害者の人間関係を、より実態に即して把握し、各種犯罪類型から得られた知見に基づき、被害者の問題性を「生物・心理・社会学的に総合的に検討する、新しい学問分野としての被害者学」は、かくして、社会学者の協力とこれまで以上の積極的な参加を切に希望するものである。

(1) 勿論、社会学評論などの学会誌に、この種の文献目録があることは知られているが、特に、犯罪社会学関係の文献を細大もろさず蒐集する機関やそれをまとめて公刊する機会はないものであろうか。

(2) 諸外国でこれまで公刊された被害者学関係の文献については、宮沢編・前出犯罪と被害者第一巻の巻末文献目録に列挙した。これらについて、一応の検討をした上でのことであるが、わが国の研究、殊に、法務総合研究所や科学警察研究所の関係者の手になる業績ほど、「総合的な」被害者学研究は、諸外国に例をみないといつてよい。これは、どんなに強調してもしすぎることはないであろう。しかし、アメリカの研究者達が、この分野に関心をもち

被害者学は社会学に何を期待するか

始め、やがて大がかりなチームワークを組んで研究を推進する可能性が出はじめた今日、本文に述べるように、これまでのわが国の成果に安住しえないという危機意識を私は持たざるをえないのである。

(3) この点について、宮沢・前出被害者学の基礎理論八八頁以下、同・被害者学一七一頁以下においてすでに指摘したところである。

(4) 宮沢・わが国における被害者特性の実証的研究の現状と受刑者による被害調査の必要性(一)、刑政七九巻四号二二頁以下、特に二六頁以下、七九巻六号二〇頁以下、特に二七頁以下。

(5) 日沖氏の研究は、昭和四五年一月から四六年一〇月末まで、名古屋拘留所、岡崎拘留支所において、性犯罪(強姦)事件で拘留され、有罪の確定した七八名を対象とした「受刑者による被害者(性犯罪)の調査」であつて、昭和四六年一〇月三〇日に犯罪学会で報告される筈であつたが、学会が流会となつたので公表されずに終つた。近く、犯罪学雑誌に発表される筈である。

(6) 例えは、泉屋英樹・少年強姦事件の被害者特性、宮沢編・前出犯罪と被害者第一巻一六一頁以下所収(原著は昭和四〇年公刊)、秋江孝吉・少年性犯罪の被害者特性、宮沢編・前出犯罪と被害者第一巻一七五頁以下所収(原著は昭和四一年公刊)。

(7) 土井敏彦・松本巖・小宮要・少年の恐喝および傷害の犯行形態、宮沢編・犯罪と被害者第二巻八三頁以下、小宮要・土井敏彦・松本巖・恐喝事件の加害、被害関係の分析、宮沢編・前出第二巻九五頁以下所収。

(8) この点につき、簡単に紹介したものととして、宮沢・前出被害者学の基礎理論一〇九頁など。原典は、*Le viol en criminologie et l'importance de la femme-magistrat, Giustizia Penale, 1940, Col. 32 f. 248-9.*

(9) 泉屋・前出論文、宮沢編・前出犯罪と被害者第一巻一六八頁。

(10) 例えは、橋本重三郎・佐藤寧子・橋俤仁・高校生の受けた被害に関する研究、宮沢編・前出犯罪と被害者第二巻二九頁以下所収(原著は昭和四三年公刊)。

(11) 伊東正泰・財産罪の被害者特性、宮沢編・前出犯罪と被害者第二巻二一五頁以下、特に二三八頁以下。伊東警視は、昭和四一年から四五年までに発生した警視庁管内での結婚詐欺事件における一三七人の被害者を分析している。これは、わが国で初めて行なわれた結婚詐欺の研究である。例えは、オーストリアのパドヴェツンの研究と比べて、二〇歳から二五歳という適齢期の被害者が四五名(三三%)という高率を占める点に、注目すべきものがある。

私の指導で結婚詐欺の研究を行ない、詳細に分析した四五件の警視庁管内における結婚詐欺の被害者を分析した井沢礼子さんの調査によると、右の年齢の被害者は四一・三%であり、職業として、事務員・店員が五二%である。居住関係は、本文にあるように、五〇%の親との同居の他は、都会に一人で生活している。

(12) 注5にあげた日沖氏のデータによる。

(13) 昭和四六年一月九日の毎日新聞によると、歩道橋を架設したことにより、交通信号と横断歩道を整備しなかつた個所で、体力的に歩道橋を利用しえない高齢勤労者が、無理な横断をしたことにより発生したものが多くということが、多数発生した事故原因を分析することによつて知りえたのである。

(14) 注6にあげた二つの論文。

- (15) この点について、シュルツの発言を紹介したものととして、宮沢・被害者学の基礎理論一六五頁。
- (16) この点につき、注目すべき研究として、星野周弘・侵入窃盗の研究——被害状況を中心として——、宮沢編・犯罪と被害者第二巻一八五頁以下所収（原著は、昭和四三年・公刊）。
- (17) この点につき、警察庁・昭和四五年の犯罪三頁以下参照。
- (18) 交島文夫・清水賢二・売春婦の情夫、宮沢編・前出犯罪と被害者第二巻三七三頁以下（原著は、昭和四五年に公刊）。
- (19) 佐藤寧子・橋本重三郎・佐藤典子・売春少女の転落過程に関する研究、宮沢編・前出犯罪と被害者第二巻三一三頁以下（原著は昭和四四年に公刊）。

三 む す び

一

本稿で指摘した問題点を要約すれば、次のようになる。

日本の被害者学研究は、今日の段階では、質・量ともに世界の学界のどこに出しても通用する立派な成果をあげている。被害者学の誕生が、比較的最近のことであり、日本の研究者も外国の研究者とはぶ同時にスタートラインについて研究に着手することが出来たので、このような状況にあるといつてよい。だが、諸外国の研究の近時の動向と比べて、はたして、現在の優位をそのまま今後も続けることが出来るかどうかという点になると、かなり疑問とされねばならない。その点について、従来の研究状況から考えて、指摘しうる問題は、次のようである。

- (1) 被害者学的研究を遂行するに際して、実務家と学者の連契に欠けるところがある。
- (2) 被害者の問題性は、多方面にわたつて検討を要する領域にわたつているにも拘らず、従来は、研究チームが、いわゆる統合科学的な研究を推進すべき状況になかったので、切角の材料を充分にこなし切れていないきらいがある。研究に

被害者学は社会学に何を期待するか

際して、分析方法・その結果の評価・仮説の提示という過程において、各分野の人々の間で、個別科学的考察をインテグレートする必要がある。この点で、今後、被害者学研究に關する方法の徹底的な議論の展開が望ましい。

(3) 犯罪学についても同様であるが、被害者学のような新しい学問においては、研究の方法はもとより、一応の研究成果についての情報交換と研究成果に対する相互的な批判・検討がなされなければならない。そのためには、被害者学に關心を持つ者が共同してこの学問に寄与しうるような討論の場、意見発表の場の出来ることが望ましい。

(4) これまでの研究成果を批判的に検討してみると、最大の欠陥は、研究チームが、独自の調査を行なつた例はむしろ少なく、その多くが、法律記録によつて行なつてゐるところに問題がある。大量観察をする場合に、個別科学の専門家でない、例えば犯罪捜査の任に当る人によつて記入された記録から、被害者学的に興味のある事項について抜き出し、これを分析するという例が多い。これは、今日では、諸外国の研究の状況と比較し、——それらも大体に於て同じようなものであるという点からみれば、現状では仕方ないことかも知れないが、——今後、各国の研究のレベルに差の生じる点ではないかと思う。そして、まさに、この点にこそ、社会学者への期待が大きいと言わなければならない。

二

従来、わが国において公表された被害者学的な研究成果のうち、いわゆる経験科学的な業績の多くは、すでに述べたように、正式の法律記録（捜査記録、警察官や検察官によつて作成された調査、判決謄本など）の分析から成つてゐる。そして、實際問題として、この種の研究を行なうにあつて、官庁の研究所のメンバーといへども、受刑者・被疑者・住民（被害者自身を含む）に対して、経験科学的な実証研究を遂行するについては、多大の難関が控えており、ましていわんや、官公立の研究機關のチームに、部外の研究者が参加する機会は、殆んど絶望的である以上、さし当つては、右の法律記録に記載すべき事

項の中に、被害者学的に重要と思われる項目を希望するとか、公的研究機関の研究すべき方向やその方法について、あらかじめ要望するぐらいしか、なしうることは残っていない。

調査の作成と「被害者学的調査」とは、目的が違ふから、われわれの要望が必ずしも、実務上の必要性とのかねあいで、充たされるものと思われぬが、しかし、今後、市民の間で権利意識が高まつてくれば、そして、わが国においても刑法犯の被害に対する国家賠償の問題が、現時の文化国家の例と同様に実現の方向へと進んでくれば、必ず、被害者の側での問題を記録的に定着させる必要性が出てくるに違いない。又、平和な社会生活への市民の希求が高まつてゆけば、警察の活動の重点が発生した事件の検挙能率を高めるということから、事前の抑制へ、つまり、防犯の科学化へと移らずにはおかないであらう。その場合に、単に、過去の実績から、経験と勘で犯罪予防体制を整備するというだけでは不十分であつて、人口の動態、地域の産業構造の変化、交通網・情報網の発達、住民意識の変容、社会的連帯感の変化、住民間の生活意識の葛藤、欲求の充足度など、多方面にわたる要因の分析とそれに基づく予測の上に立つた防犯の科学が要求せられるに違いない。

今日の犯罪を捜査する仕事も、これらの将来の発展の方向を意識しつつ改めるべきであつて、過去のやり方から脱皮する努力をとり入れざるをえなくなるであらう。

まさに、此のような問題点こそ、すぐれて社会学者、殊に、社会調査の専門家の知識と経験の生きる場面であるといつてよいであらう。

又、社会変動が、十年といわず、五年ほどの短時間の間に急速に進んでいる今日、今から十年も前に調査された資料に対して、これを批判的に検討するという仕事も実は残されている。過去の業績のうちどの部分は、今でも使用しうるか、今日の社会を考える場合に、過去の業績のうちどの点の考究を補強すべきか否かについても、社会学者による批判的検討をまづついているといつてよい。

被害者学は、これまで、精神医学者、心理学者の努力によつて、この方向についてはかなり良い線まで追及されてきた。今後は、被害者学に関心を持った社会学者の積極的な協力をえて、密度の濃い分析を行なつてゆきたい。特に、現代社会という複雑な環境要因をはらんだ場における犯罪現象を、加害者と被害者の人間関係の具体的展開過程として把握するという方向において、統合科学としての被害者学を推進してゆきたいものである。

あとがき

峯村先生には、学生時代から今日に至るまで、公私ともに、多大の学恩をかたじけのうした。法哲学への関心も、先生の学識の影響の下で、自分なりにはぐくんできたつもりであるが、法社会学への関心も、やはり、先生の声咳に接することによつて触発された。

刑法社会学の一つの場面として、目下、私なりに努力している「被害者学」の学問化へのつたない習作によつて、日頃の学恩の万分の一にも応えたいと考え、この小稿をつゝしんで捧呈する。

だが、本稿は、同時に、峯村先生とともに慶應義塾大学正教授の地位を去られる米山桂三教授にも捧げたい。被害者学を一応、集大成するに当つての、米山先生の御指導を忘れることは出来ない。

無限の感慨をこめ、感謝の念を併せて、わが学部に占めて居られた御二人の大きな存在の重みをかみしめつゝ、今後の精進を心に期するものである。